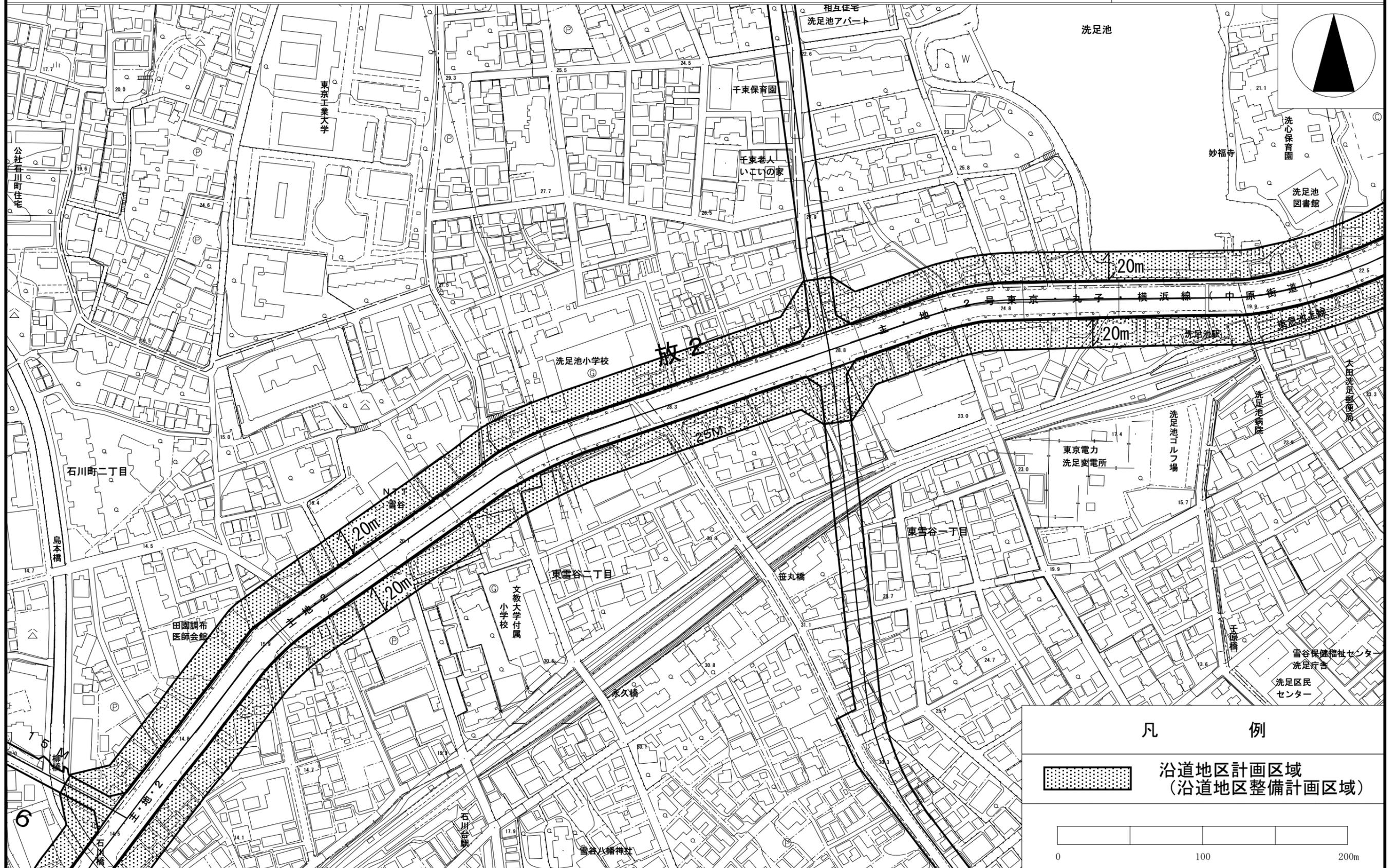


東京都市計画沿道地区計画 大田区中原街道沿道地区計画 計画図その1 [大田区決定]



東京都市計画沿道地区計画 大田区中原街道沿道地区計画 計画図その2 [大田区決定]



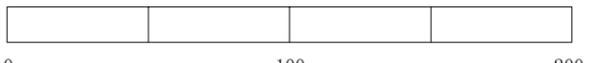
東京都市計画沿道地区計画 大田区中原街道沿道地区計画 計画図その4 [大田区決定]



凡 例


 沿道地区計画区域
 (沿道地区整備計画区域)


 区 境


 0 100 200m

東京都市計画沿道地区計画 大田区中原街道沿道地区計画 の決定（大田区決定）について		【説明資料】
1 趣旨及び経緯	<p>本地区計画は、道路交通騒音が著しい中原街道の一部において、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」に基づき、中原街道に面する敷地において、緩衝建築物の立地誘導を促進し、沿道の騒音被害の緩和及び背後地の良好な住環境の保全並びに、災害時の避難路の確保や延焼遮断帯の構築などの視点から、防災上有効な沿道環境の形成を図り、沿道にふさわしいまちづくりを進めるものである。</p> <p>平成17年4月都から沿道整備道路の指定を受け、策定調査実施後、平成18年3月策定調査報告会、平成18年9月素案説明会実施を経て、地元住民の意見・要望を反映し、沿道のまちづくりを進めてきた。</p> <p>その後、沿道地区計画の原案は、平成20年1月11日に開催された第137回大田区都市計画審議会へ諮問し諮問案のとおり定める旨の答申を受けたものである。</p> <p>本案件は、沿道地区計画の原案のとおり最終案として、都市計画決定しようとするものである。</p>	<p>○「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年5月1日法律第304号)第5条に基づき、平成17年4月7日付で東京都知事より沿道整備道路に指定</p> <p>○都市計画の決定に係る都知事同意協議 平成20年2月25日付け收受</p>
2 位置	<p>本計画区域は、大田区北部の環状8号線から環状7号線の品川区境に至る中原街道の沿道に位置している。</p>	
3 都市計画の内容	<p>位置：大田区雪谷大塚町、南千束一丁目、南千束二丁目、南千束三丁目、石川町二丁目、東雪谷一丁目、東雪谷二丁目、南雪谷一丁目、南雪谷二丁目、上池台一丁目及び上池台二丁目各地内</p> <p>面積：約10.4ha（延長約2.6km）</p> <p>建築物等に関する事項：①間口率の最低限度 ②建築物の高さの最低限度 ③建築物の構造に関する遮音上の制限 ④建築物の構造に関する防音上の制限 ⑤建築物の用途の制限 ⑥垣・さくの構造の制限</p>	
4 説明会の概要	<p>日時：平成20年3月6日（木）午後7時～</p> <p>場所：洗足池図書館 多目的室</p>	
5 公告・縦覧	<p>日時：平成20年3月7日（金）～3月21日（金）</p> <p>場所：大田区まちづくり推進部都市開発課</p> <p>意見書：1通（1団体）</p>	